

# 金羊毛騎士団創設規約の成立

— ガーター騎士団規約との比較分析を中心として —

黒木 敏 弘

## はじめに

1430年、ヴァロア朝ブルゴーニュ公家3代目当主であるフィリップ善良公 Philippe le Bon は、ブルッヘにおける自らの3度目の結婚式に合わせて、「金羊毛騎士団 L'Ordre de la Toison d'or」と呼ばれる一つの騎士団を創設した。騎士団は、翌年の1431年11月27日、リールにおける第1回騎士団総会において、騎士団規約を發布する。その規定により、騎士団はその構成や活動、団員の義務や特権などが正式に取り決められ、これをもって組織としての本格的なスタートを切るに至ったと言える。

これまで金羊毛騎士団をはじめ、14、15世紀において西欧に乱立した「騎士団」<sup>1)</sup>を主題とする欧米学界の研究は、中世盛期に十字軍などで活躍した騎士修道会に比べ非常に少ない。あえて研究動向を整理すると、大きく以下の2つのグループにまとめることができよう。

第1は、文化史的意義、或は文化的表象に関する研究である。J・ホイジンガの『中世の秋』<sup>2)</sup>を代表とし、騎士団は王侯貴族の流行物であり、高貴で華やかな宮廷の生活様式の一つとして見る、遊戯的・文化的な側面を強調したもの<sup>3)</sup>である。この流れは、P・コックショウ監修による論文集<sup>4)</sup>やF・グリュバンによる騎士団総会研究<sup>5)</sup>に受け継がれている。これらの研究では、書冊学、紋章学、古銭学などを含め、記述史料はもちろん、騎士団に関するあらゆる物的素材を網羅的に使用することで、騎士団を多角的な視点で捉えようとする試みがなされている。

第2は、政治的な意義を認めたいうえで、その実態を検討する流れである。騎士団自体の役割や意義を多面的に明らかにしようとする、広い意味での政治史的研究と言え、特に1987年に刊行されたD・A・ブールトンによる研究の中で見られる<sup>6)</sup>。その内容は、ブルゴーニュ公国内外の領主層との人的紐帯の構築・強化する役割や、豪華で荘厳な祝宴や式典による公国の権威を宣伝するプロパガンダ的機能を強調し、騎士団を政治的な機関として位置づけるものであった<sup>7)</sup>。また、R・ド・スメット編纂による騎士団員107名のプロソボグラフィ集<sup>8)</sup>、さらに近年のS・デュンネバイルによる総会記事録史料の刊行<sup>9)</sup>も、政治的な視点に基づいた上で行われた研究作業であると言える。

また、我が国における金羊毛騎士団研究は、ブルゴーニュ公国史関連の概説を除けば、わずかに規約史料の刊行など近藤壽良氏による一連の業績<sup>10)</sup>が存在するのみである。

以上のような2つの流れをたす先行研究群によって、金羊毛騎士団の実態や史料状況などの全般的理解が進んだことは疑いを得ない。しかし、その焦点ははまだ見定まっておらず、中でも、重要だと思われる創設期に関して詳しい検討はなされていない。はたして、金羊毛騎士団は、いかなる意義と役割を持って創られたのであろうか。

筆者は、その問題を解明する一つの手立てとして騎士団規約の分析を取上げる。というのも、規約

は騎士団の活動とその方向性を規定する重要なテキストであるにもかかわらず、その概要について型通りの説明がされるだけであり、特に創設当初の規約に関してはまだ十分な議論が展開されていないからである。筆者がここで試みる研究アプローチは、強いて分類すれば上述した研究動向の後者の流れに属す。ただし、従来の規約テキストを用いた個別分析とは異なり、当該騎士団の規約の特徴を浮き彫りにするためにも、同時代の他の騎士団規約との相互比較分析という手法に試みたい。そこで本稿は、金羊毛騎士団の創設規約と、最も縁の深いといわれるイングランドのガーター騎士団規約との比較分析を通して、そのテキストとコンテキストを読み解くことで、創設期における当該騎士団の理念を明らかにすることを目的とする。

### 1. 金羊毛騎士団の概観

金羊毛騎士団は、フランスとドイツの間に徐々に形成されつつあった複合的諸侯領、所謂「ブルゴーニュ公国 l'Etat bourguignon」の3代目当主フィリップ善良公によって創設される。ブルゴーニュ公国の形成は、1364年のフランス王シャルル5世から末弟フィリップ（豪胆公）へのブルゴーニュ公領の下賜をその端緒とするものであったが、3代目フィリップ善良公の治世は、公国領土の飛躍的拡大と行財政機関の整備、或は独自の宮廷文化の開花した時期にあたり、ブルゴーニュ公国の最盛期とも言われている<sup>11)</sup>。

フィリップ公は1430年1月10日、ブルッヘでの創設宣言において、騎士団の設立動機をキリスト教信仰の守護と、騎士団（員）を中心（最上位）に置いた騎士・貴族層の再編成にあるとした<sup>12)</sup>。この他、騎士団の創設に関わる動機については諸説ある<sup>13)</sup>。ただし、本稿で騎士団の創設とその経緯については、詳しくは触れない。ブルゴーニュ公国を取り巻く政治状況、創設メンバーの分析も含め、他日稿を改めて考察することとして、本章では騎士団の概観を述べるにとどめたい。

騎士団の名称でありシンボルである「金羊毛 toison d'or」は、ギリシャ神話のイアソンの伝説をモチーフとし、後に聖書の英雄ギデオンの伝説がこれに加わることになる<sup>14)</sup>。また、固有の守護聖人として、ブルゴーニュ公家のそれでもある聖アンドレが配置されている<sup>15)</sup>。騎士団は基本的に団長たるブルゴーニュ公と、30名の騎士団員、そして組織運営のための「役職者 officier」と呼ばれる実務家集団によって構成される。騎士団長には、基本的にブルゴーニュ公が世襲でこれを継ぐことが定められており、30名の団員はブルゴーニュ公国内外<sup>16)</sup>から終身で選出され、死亡或は除名により空席が生じた場合にのみ騎士団総会において新団員が選出される。役職者は騎士団設立当初、「尚書官 chancelier」、「財務官 trésorier」、「書記官 greffier」、トワゾン・ドール Toison d'or と呼ばれた「紋章官 roi d'armes / héraut」、「管理官 gardien」の5役職が設置されている<sup>17)</sup>が、次章で触れる1446年の規約改訂において、「管理官」の規定が削除され、4役職へと変更されている。それぞれの具体的な職務内容は、第3章に譲りたい。

騎士団での唯一の活動とも言えるのが「騎士団総会 chapitre」<sup>18)</sup>である。毎年、守護聖人たる聖アンドレの祝祭日（11月30日）から団長の指定する都市で開催される<sup>19)</sup>。この日程は、後に3年毎の5月2日からの開催に変更される。総会の内容は、宗教行事が主なもので、豪華な宴会や祝宴が催され、他に団員の素行についての査問、団員に対する裁判、新団員の選出などが、約1週間から1ヶ月間にかけて行われる。この騎士団総会はブルゴーニュ宮廷による贅を尽くした様々な祝宴や美術工芸品など豪華さ・壮麗さでもって飾り立てられ、ブルゴーニュ公国による盛大なセレモニーの一つとして数

えられた<sup>20)</sup>。4代目ブルゴーニュ公シャルルが戦死した後、騎士団は所領とともにハプスブルク家に受け継がれ、紆余曲折を得て今日もオーストリアとスペインの叙勲制度として現存している。

以上に挙げた、騎士団の組織構造や活動、団員の義務等については、1446年に大きく改訂された新規約において幾つかの変更が見られたものの、その大部分が基本的に1431年に公布された規約の中で規定されたものである。

なお、今回、金羊毛騎士団規約と比較対照とするガーター騎士団についてもここで若干の説明をしておく。中世後期に存立する騎士団の中でも最も著名なガーター騎士団は、英王エドワード3世（在位1327-77年）によって創設され、聖ジョージを守護聖人とし、ウィンザー城内の聖堂における年1回の総会を主な活動とした<sup>21)</sup>。英王を団長とし、国内外から選出された26名の騎士団員と、数名の役職者、及びその他準構成員によって構成された。その創設年代に関しては1344年と1349年の2説があり、「アーサー王の円卓」の再建と、百年戦争における「クレシーの戦い」での戦勝記念が設立の動機とされている<sup>22)</sup>。

また、英王ヘンリー6世の摂政ベドフォード公ジョンからフィリップ善良公へのガーター騎士団入団の誘い（1422年）や、15世紀後半の英王エドワード4世とブルゴーニュ公シャルルの互いの騎士団への入団<sup>23)</sup>など、両騎士団の歴史には交叉する部分がある。それゆえかガーター騎士団を「モデル」として金羊毛騎士団が創られたと先行研究の多くで述べられることも多い<sup>24)</sup>。ただし、そのモデルというのが、先行した組織の模倣というレベルなのか、規約作成における参照物というレベルまで該当するのか、いまだあいまいなままである。

## 2. 規約書史料の構成

### 2.1. 規約内容の変遷

金羊毛騎士団規約は騎士団が創設された翌年、1431年11月27日にリールでの第1回騎士団総会において発布された。規約は103条から成り立ち、騎士団の構成、団員の義務や特権、騎士団を運営する役職者の職務内容、組織の活動である騎士団総会の詳細やその流れ、新団員の選出方法などについて規定されている。規約は規約書という書冊の形態<sup>25)</sup>で団員全員に配布され、その所持が定められた。

その後も、規約は幾度かの内容の変更・改訂が行われた。とりわけ、1445年から行われた全面的な改訂が最も大きなもので、翌年1446年に全94条項から成る新版規約が発布される。1431年発布の旧版規約から新版規約への改訂に当たり、それまでの全103条の構成から、66条から成る団長・団員の規約 Statuts と、28条から成る役職者に関する規定令 Ordonnances の2部構成へと変化した。その他、幾つかの条項においても加筆や削除された点が見られる<sup>26)</sup>が、本質的な部分の変更は無く、あくまでも現状に対応する形で若干の改訂が行われたに過ぎない。そのため旧版規約のテキストの有効性は、規約改訂以後も長く存続したと言えるし、規約が1431年の段階において非常に入念に作成されたと考えられることもできる。ただし、本稿では創設時の1431年初期規約を対象としているため、新版規約との比較等は紙面の都合上、「表1」で構成の違いを表すのみに止めることとする<sup>27)</sup>。

規約を内包する規約書では、規約と規定令と呼ばれるもの以外にも様々な付帯物が加えられている<sup>28)</sup>。規約書は各所有者から様々な経緯でヨーロッパ各地の図書館などに所蔵される事になり、現在では筆者未見のものも含め約40以上の写本が欧州各地の図書館や文書館に所蔵されている<sup>29)</sup>。

1431年規約(旧版)	内容	対応	1446年規約(新版)	内容	旧版から新版に際しての改訂・削除点
序文	形式的美語趣句		序文	形式的美語趣句	ブルゴア・コミュニティーのタイトルにエノー、ホラン、ゼーラントの拍、フリー・スタントの領土の枠が加わる
1-17	団員の特権と義務等		規約(Statut): 1-17	団員の特権と義務等	
18	入団金について		S:18	創設メンバーの揭示	創設メンバーを列挙している条項が規約前半に移動
19	死没者へのミサ献金		S:19	役員者の設置	5番目の役員者「管理官」に関する規定は削除される
20	紋章官の給金		S:20	教会での基金の設立	教会における基金の設立と、紋章飾り設置に関する条項が前半に移動
21	創設メンバーの揭示		S:21	紋章飾りの設置	
22	教会での基金の設立		S:22-40	総会内務・手順等	総会日程が1年毎の11月29日から、3年毎の5月2日から間隔に変更
23	紋章飾りの設置		S:41-61	新団員の選出手順	
24-29	高書官の職務規定		S:62	入団金について	
30-32	書記官の職務規定		S:63	死没者へのミサ献金	
33-39	財務官の職務規定		S:64	紋章官の給金	
40-42	紋章官の職務規定		S:65	団長の代理規定	
43-45	管理官の職務規定		S:66	騎士団の政治的役割	
46	役員者の設置		末文	規約の変更と作成年代	金銭に関する3つの条項が規約の後半に移動
47-65	総会内容・手順等		役員者の関する規約は「規定各Ordonnances」という形で「規約」と分離される		
66-87	新団員の選出手順		Ordonnances: 1-6	尚書官の職務規定	
88-94	高書官の選出手順		O:7-11	財務官の職務規定	財務官と書記官の職務規定の順が入れ替わっている
95	書記官の選出手順		O:12-14	書記官の職務規定	
96-98	財務官の選出手順		O:15-17	紋章官の職務規定	
99-101	紋章官の選出手順		O:18-22	尚書官の選出手順	
102	団長の代理規定		O:23-25	財務官と書記官の選出手順	同じく財務官と書記官の選出手順の順が入れ替わっている
103	騎士団の政治的役割		O:26	書記官の選出手順	
末文	規約の変更と作成年代		O:27-28	紋章官の選出手順	
全103条			全94条(規約66+規定各28)		

表 1 金羊毛騎士団規約新旧比較対応表

## 2.2. デン・ハーグ王立図書館所蔵『金羊毛騎士団規約書』写本番号76E14について

本稿において使用する金羊毛騎士団規約は、前述のとおりデュネバイル氏により刊行された、デン・ハーグ王立図書館 Koninklijke Bibliotheek 所蔵の『金羊毛騎士団規約書 Le livre des Status de l'Ordre de la Toison d'or』写本番号76E14（以下「KB76E14」と略記する）に内包されている1431年作成規約を基にして、他4つの規約の写本とのテキスト比較が成されたものである<sup>30</sup>。

本写本の外装・内容構成については、現地調査及び、A・コルトウエグ女史による詳細な考察<sup>31</sup>に拠りたい。KB76E14は牛皮紙で装丁が成され、254×177mmサイズの羊皮紙で作られており、書体は古フランス語のゴチック・バタルド書体で記されている。一葉の四方は余白で囲まれており、中に薄い赤紫の罫線が中枠と5.51mmの幅で引かれている。

規約書の内部は3つの書冊から構成されている。第1部は、1431年に発布された旧版規約である。1-6葉には1431年版規約の目次が書かれ、内外共に行のための罫線はなく、余白左側に各条項がローマ数字にて番号付けされている。各条項の短い題目に当たる部分は、条項毎に段落が変えられ、頭文字は赤か青地の1×2cmの正方形のなかに金の大文字で記されており、余白には赤・青に金の模様が入った長方形の飾り絵が描かれてある。規約の目次の番号は105条で終わっている。

次の6葉裏-7葉裏は白紙で罫線のみ、8葉表-30葉裏にかけて1431年版規約の本文が記されている。本文最初のページに当たる8葉表は外側の罫線枠が消え、余白を隔てて本文を囲む色鮮やかな動植物の装飾が施されている。枠の内側には同じく赤紫の罫線が27行引かれ、文頭は頭文字のPを凝った装飾による楕型紋章で飾られており、恐らくはフィリップ善良公本人のものと思われる。8葉裏からは本文を囲む装飾はなくなり、各条項の頭文字のみが装飾され、左側の余白に番号付けされている。最後の数字は106で、目次の105条と異なっており、他の旧版規約の条項数103とも異なっているが、恐らくは目次のミスであると思われる。というのも、今回使用する規約史料のテキスト比較の結果、KB76E14の第16条が他の写本とは異なり、3つの条項に分割されて番号付けされているにすぎず、特に内容に相違点のないことが確認されているからである<sup>32</sup>。

続く第2部は、1446年に発布された新版規約であり、第7回総会までの騎士団総会と団員リストが続いている。最後の第3部は、手稿史料ではなく1626年以降の印刷物となっている。

問題の規約書の所有者は、残存している写本の中で唯一、1431年公布の旧版規約と1446年公布の新版規約の両方を所収した写本であり、テキスト内の頭文字にある紋章画から見て、恐らく騎士団の創設者であり団長であるフィリップ善良公ではないかとする説が有力である<sup>33</sup>。その作成年代は、総会・団員リストが第7回総会の分までであること、1446年公布の新版規約を内包していることから、1446-51年の間に製作されたものだと推定される。さらにこの作成年代は、この写本が所収している1446年版規約が同時代写本であるという可能性も示唆している<sup>34</sup>。

次章においては、この規約史料を対象に分析を行うが、上述したとおり分析に際してガーター騎士団規約との相互比較を中心に進めたい。比較対照するガーター騎士団規約はロンドン紋章院所蔵写本 Arundel 48. fos. 185r-191v. を、L・ジェファーソンが論考の中で刊行したものをを用いる<sup>35</sup>。

## 3. 1431年規約の分析

金羊毛騎士団規約（以降特別な場合を除いて「T規約」と略記）は序文、103（106）条から成る規約、末文と作成日付で構成されている。これに対し、ガーター騎士団規約（以降特別な場合を除いて

金羊毛騎士団規約

ガーター騎士団規約

条項	内容要約
序文	ブルゴーニュ公のタイトル、神、聖母マリア、聖アンドレへの畏敬の言葉と、創設目的と金羊毛騎士団創設の宣言
第1条	団員の選出基準と騎士団員の定数31名に設定すること、その中で団長にはブルゴーニュ公とその後継者が就任することについて
第2条	団員の他の騎士団への所属と所有の禁止義務
第3条	団員は首飾り勲章の常時着用と装飾・譲渡の禁止、及びそれに対しの際の罰則規定、ただし従軍中および戦時等を除く
第4条	団員は相互に真実の愛を維持し、名誉を損及し名誉を損う義務、騎士団員への名譽への非難に対し抗弁、騎士団員へ通告する義務
第5条	団長と団員に対して如何なる損害もかけてはならず、キリスト教信仰の防衛に因る軍役への参加義務
第6条	団長・団員は他団員への通知無く、戦争など重要な任務を成してはならない、ただし火急の場合を除く
第7条	団員は団長の許可無く戦争・長期の旅に於いてはならない、正当な軍務には事前の通知が必要
第8条	団員による戦争・紛争、それが露見したなら団長により禁止、罰せられ団員はそれに従わなければならない、ただし団員はその限りではない
第9条	上項に伴い、団員に暴力が振るわれたる場合、その場に居るかはそのことのできる団員はそれを未然に防がねばならない
第10条	団長の命に下でなければ者が団員を侮辱した場合、裁判による賠償後、団長の命に従わねばならない、相手が拒否する場合は、他団員は当該団員に対しあらゆる助力を成さねばならない
第11条	団員と外国団員の主君との戦争の際、その団員は不名誉を負うことなく主君を守ることができる、しかし当該主君が戦争を仕掛けた場合は、当該団員には不参戦を望むし、参戦には事前の通知が必要とな
第12条	団員は外国領土の旅・軍役への参加に際し、事前の通知が必要、参戦に応じて他団員に当該団員の救出義務が発生する
第13-16条	団員の除名に関する規定、異議的懲罰、展期、戦線離脱の場合は除名、また団員が除名を受けた団員はそれまでが除名される騎士団総会等での団員の所属は入団時期、年齢順で定められる、ただし皇帝、王、公はこの限りではない
第17条	騎士団員は入団時に財務官に72マルクに相当する40マルクの支払い、もしくは同価値の宝石・装身具を支払わなければならない
第18条	団員の死亡時に、他団員は財務官に故人に対する15日のミサ費用と、その謝のため神への祈りに5マルクを支払わなければならない
第20条	紋章(旗)と、団長は毎年1マルク(金貨)を団員に支給する、その費用は団員が、同じく団員は毎年1マルクを支払わなければならない
第21条	騎士団創設時に選出された団員23名の名前とマイルの列挙、また以後の選出に備えて余分を残すことについて
第22条	ディジョン市にある騎士団の礼拝堂に、神の奉仕と望む騎士のための基金を設立する
第23-29条	騎士団の教会内陣に設置される団員・団員の席並びに各人の所属紋章が決められる
第24-29条	高書官の職務規定 高書官の設置、騎士団活動の主眼と印巻の管理・運用
第30-32条	書記官の職務規定 書記官の設置、騎士団に関する諸事の記録と書物の作成
第33-39条	財務官の職務規定 財務官の設置と騎士団のあらゆる財産の管理
第40-42条	紋章官の職務規定 leison d'orという名の紋章の設置とあらゆる伝令義務を執り行うこと
第43-45条	管理官の職務規定 騎士団の本拠地であるディジョン市のサン・マルセル教会の管理・運営
第46条	騎士団に高書官、財務官、書記官、紋章官、管理官の5名の役員者を設置する、参戦者には守衛義務が与えられる
第47条	騎士団総会:総会開催日、毎年の聖アンドレの祝日(11/30)から開催すること
第48条	騎士団総会:団員は騎士団総会に出席しなければならない、正当な理由がある場合に限り、欠席と代理人任命が認められる
第49-53条	騎士団総会:総会で催される一連の宗教行事(ミサやプロセッション)に関する手順と流れについて
第54-60条	騎士団総会:団員の行動に対する査問、結果に従って、高書官から称賛、戒め、或は叱責や罰が与えられる
第61-63条	騎士団総会:査問結果で除名に値する罪を犯した団員への除名処分と首飾り勲章の返却の義務、及びそれに対する際の強固な拒却が与えられることについて
第64-65条	団員死亡時の相続者による首飾り返却の義務、紛失の場合、名誉の理由であれば団長が弁済、それ以外であれば自費で弁済することについて
第66-74条	新団員選出:総会における新団員選出の手法と選挙方法について
第75条	新団員選出:新団員選出後、書記官より記録、選出者欠席の場合、選出結果と入団要請、及び受諾の際の総会出席を通告、規約の複写を送る、選出者は書状で意見を書く
第76条	新団員選出:新団員が大抵主であり、遠隔地の部族に或は重要員について総会出席が不可能な場合、首飾り勲章を送出し、来た総会への出席を要求する
第77-81条	新団員の宣誓事項:新団員は団長の前に出席し、入団に際し騎士団に関する誓約を宣誓し、宣誓後、宣誓書に署名し、宣誓書に署名する
第82条	新団員の宣誓事項:騎士団のあらゆる規定、規約を、全体として、個別にもそれを理解し成し遂げなければならない
第83条	新団員の宣誓事項:団長の手の下にそれを宣誓し、十字架と福音書に触れなければならない
第84条	新団員選出:宣誓後、新団員は団長の前に向かい首飾り勲章を授けられ、団長以下、団員からの参拝が行われる
第85-86条	新団員選出:後選出者が入団を拒否した場合、新団員の再選出と宣誓義務について
第87条	新団員選出:新団員は教会内陣の聖座に紋章飾りを受けることができ、死亡時には身籠に移送される
第88-94条	新高書官の選出:新高書官の選出方法と手順について
第95条	新書記官の選出:新書記官の選出方法と手順について
第96-98条	新財務官の選出:新財務官の選出方法と手順について
第99-101条	新紋章官の選出:新紋章官の選出方法と手順について
第102条	団長死後、相続者が未成年なら、成年になるまで、または未熟の娘の場合は、成年の騎士との結婚まで団員から代理を立てなければならない
第103条	騎士団に関する問題について騎士団は裁判権を持ち、最高裁判所に付し、その決定にも最高裁としての執行力・有効性を持つ以上の金貨を有する。内々に開明・不参戦が決定した場合、ただし、第1, 2, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 41, 42, 43, 54, 55, 66, 67, 68条を除いて、変更・修正を認める。またこの規約が騎士団の印章、或はその他の真正性を示すもので、オジナルと同様に全面的な信頼がこの印木に付与される。1431年11月27日、リールにおいて記された
末文	

条項	内容要約	追加条項
序文	神、聖母マリア、聖ジョージへの畏敬の言葉と騎士団の創設宣言	
第1条	創設メンバー26名の名称とタイトルの列挙	
第2条	イングランド王と後継者による騎士団長への就任	
第3条	騎士団員としての選出資格	
第4条	騎士団員のガーター、マントの着用義務	礼拝堂に入る前に祭壇と団長に敬意を示さなければならない
第5条	聖ジョージ聖堂参事会員26名の設置と選出手順について	
第6条	聖ジョージ聖堂参事会員の固有の紋章とマントの着用義務	
第7条	貧しき騎士26名の設置と選出手順について	
第8条	貧しき騎士の固有の紋章とマントの着用義務	
第9条	聖ジョージの祝祭日における騎士団長欠席の際の代理人規定	代理人による団員空席時の選出に関する規定
第10条	聖ジョージの祝祭前夜の集会、教会への奉仕と手順、団員のマント着用、指定座席への着席、紋章飾りの設置と、日毎の延期について	祝祭は24, 25, 26, 4月最終日、5月最初の4日も行われない(他の祝祭日のため)
第11条	聖ジョージの祝祭前夜の集会、教会への奉仕への欠席に対する罰則規定	
第12条	聖ジョージの祝祭日の晩課から2日目の晩課までのマント着用義務	
第13条	ガーター勲章をいかなる時も着用する、未着用の場合は罰則が定められる	ただし、乗馬で長靴を履く時を除く(その下に着用する)
第14条	祝祭日のミサ、奉納における騎士団員及びその代理人の手法	
第15条	翌日の団員及び代理人による死亡者団員とキリスト教徒への祝儀ミサの手順	団員空席のため、奉納前に紋章飾りが団員によって提供される
第16条	騎士団員の当該地でのマントの保管	
第17条	徒歩で祝祭に参加する団員を荣誉で称え、ミサと奉納を行う	
第18条	騎士団員死亡の際の、ミサの執行に関する規定とその手順	
第19条	騎士団員死亡の際の、新団員の選出規定とその手順	
第20条	騎士団員死亡の際の、選出された新団員或は代理人の任命式への出席義務	
第21条	新団員として選出された外国人団員或は代理人の任命式への出席義務	主の戦争中、他での滞在中に選出された者は任命に関する特権だけを受受する
第22条	伯、パナテック騎士、従騎士の団員死亡の際、同身分の新団員が選出される	
第23条	騎士団員は入団に際して、身分に応じて寄付金を収める義務	
第24条	倒置メンバーの死亡の際、その紋章を座席の後ろに設置する	
第25条	騎士団員或は代理人は入団に際して、規約の遵守を誓う義務	
第26条	騎士団長が団員である場合、騎士団員の一人にその権能を与えられる	
第27条	騎士団は共通の印章を使用し、団長により任命される人物により管理される	
第28条	騎士団員は以後、共通の印章が付けられた規約を所持し、オジナルにも印章が付けられ参事会席に保管される	
第29条	騎士団員の死後、その後継者は規約書を騎士団に返還しなければならない	
第30条	団員は団長の許可無く国外に出られない、ただし名誉的な活動はその対象外とする	
第31条	騎士団員同士での争いは原則禁止、ただし正当な理由がある場合を除く	
第32条	騎士団の全ての証書は共通の印章のもと発行され、団員の一人により保管される	印章を保管する団員の欠席における代理人の規定
第33条	騎士団員が借手ゆえに当該地に残留する場合、その住居について取り決められる	
第34条	土曜日は別の団員がその住居を借り、やはりその住居について規定される	
第35条	団員或はその他の者が、土地等を寄付の際には、その人物のために祈りを捧げなければならない	聖堂参事会員以後、騎士団長又は代理人の助言無く何事も行ってはならない
第36条	聖堂参事会員死亡の際、団長不在であれば新選出者についての宣誓を認める	
第37条	騎士団のあらゆる出来事を忠実に記録する書記官を設置する	
作成年代	余の治世3年目の聖ジョージの祝祭日前夜、団章のもと定められた	

表2 金羊毛騎士団規約/ガーター騎士団規約比較対応表

「G 規約」と略記)は序文、37条項から成る規約、作成日付があるところまでは構成上はほぼ同じであるが、T 規約とは異なり、本文の後、8つの条項に関する追加内容が記されている。

量的な面を見ると T 規約は、G 規約の2倍以上の分量で大幅に上回っている。両規約の大まかな内容は「表2」で示した。表では、双方の規約で扱われている内容を矢印で繋ぎ、一方の規約でのみ扱われている条項に関しては該当箇所の色を変えている。

そこからは、両者ともに団員の義務や、騎士団総会の内容と一連の流れ、新団員の選出方法と手順の規定など多くの類似点が見られる。ただし、T 規約の約3割を役職者規定が占めていることや、G 規約の「聖堂参事会員」や「貧しき騎士」など、特有のスタッフ規定があることなど、一見して分かる違いも存在する。

以下では「表2」に拠りつつ、序文から順次詳しくテキストの相互比較を進めたい。最初に、両規約で扱われている内容について、続いて各規約固有の内容について検討を行う。

### 3.1. 両騎士団規約に存在する条項

#### ①序文

両規約共に神、聖母マリア、両者の守護聖人の恩寵のもとに設立が宣言され、その年代と場所、創設者たるブルゴーニュ公、英王のタイトルを記した箇所。

G 規約は、神、聖母マリア、聖ジョージの恩寵の下「我が殿イングランド王エドワード le Roy d'Angleterre Monseigneur Eduart」が治世23年目に、ウィンザー城にて以下のとおり騎士団を創設した、と極めて簡素な内容なのに対し、T 規約は「フィリップ、神の恩寵により、ブルゴーニュ、ロティエ、ブラバント、そしてリンブルフの公であり、フランドル、アルトワ、ブルゴーニュ、そしてナミュールの伯であり、神聖ローマ帝国の辺境伯であり、サラン、そしてマリーヌの領主である・・・ Phelippe, par la grace de Dieu duc de Bourgoingne, de Lothier, de Brabant et de Lembourg, conte de Flandres, d'Artois, de Bourgoingne palatin et de Namur, marquis de Saint Empire, seigneur de Salins et de Malines...」とフィリップ公が冠する全諸侯領のタイトルが挙げられている。また、騎士団の創設目的を、キリスト教信仰の守護と国家の平穏の維持ができるよう、そして神、聖母マリア、聖アンドレの順でその名誉において、美德と品行を褒め称えるために設立したとする。最後に、T 規約では騎士団の名称を明確に「金羊毛 Thoyson d'or」と呼ぶことが定めてある。

まず、量的な差異が明白であり、G 規約が231文字に対し T 規約1183文字で4倍以上の長さで作成されている。次に使用しているタームの違いが目につく。G 規約では「騎士団」を *compagnie*、T 規約は *ordre et fraternité de chevalerie ou amiable compagnie* 又は *l'ordre de la Thoyson d'or* の二種類で示されている。以後規約内において「騎士団」が G 規約 *compagnie*、T 規約 *ordre* / 「騎士団長」が G 規約 *souverain*、T 規約 *souverain, chef et souverain* / 「騎士団員」は *chevalier, compagnon* が両者で用いられ、T 規約は他に *freres et chevaliers* などでも表わされている。

さらに、G 規約は一貫して三人称で記され、団長が主体となる場合、「王 *roi*」で表現されるが、T 規約は一人称複数「余 *nous*」で始められている。他に T 規約で「名誉 *onneur*」が2度、他に「平穏 *tranquillité*」「繁栄 *prosperité*」「称賛 *loenge*」「美德 *vertus*」「良き品行 *bonnes meurs*」などのタームが使用されているが、G 規約ではこれらが全く使用されていない。

②団長の就任と、団員の選出基準に関する規定（T規約：第1条／G規約：第2-3条）

T規約は第1条で団員の選出基準と定数（団長含む31名）が、次いで団長職にブルゴーニュ公が世襲で就くことを規定している。G規約は第2条で団長に英王とその相続者が就任すること、第3条で団員の選出基準が示されている。両規約共、団員の選出基準が明確に打ち出され、T規約では「名声と武勇において高貴な人物で、そして非の打ち所の無い人物 *gentilz hommes de nom et d'armes et sans reproche*」とあり、G規約では「もし、血統において高貴な人物で無く、そして非の打ち所の無い騎士でもない者は、いかなる者であれ騎士団の団員に選ばれない *nul ne soit esleu compaignon dudit ordre s'il ne soit gentil homme de song et chevalier sans reprouche*」とあり、2重否定であるとは言え、ほぼ同じテキストが使用されている。また、T規約のみ団員数が表されていること、規約内容がG規約では2条項に分けられ、団長の事項が先行しているという違いがある。

③勲章・衣装に関する規定（T規約：第3 [16, 62, 63, 64, 65]条／G規約：第4 [12, 13, 16, 17, 20, 21]条）

T規約では首飾り勲章 *colier d'or* と、総会衣装について定めた条項を扱う。T規約では、第3条で首飾りの説明と、常時着用の義務、その義務違反に対する罰則と、罰則免除のケースについて。また装飾や売却、譲渡の禁止を義務付けている。その目的は首飾り着用によって騎士団への所属を公国内外へ示し、「身に付けなければならないということを、常に意識せねばならない」ためとしている。ただし、従軍中における金羊毛のペンダントのみの着用や、その修理や旅行の際、首飾りを離す必要がある場合は、その義務を免除される様々な例外条件も定めてある。

とはいえ、首飾りが騎士団のメンバーシップを示すための重要な指標であることは、後述する除名・退団時の首飾りの返却義務（第16条）や、除名後の処遇における首飾り着用禁止や返却の宣告（第62-65条）、他に新団員の宣誓や「大領主 *grand seigneur*」選出時の首飾りの送達（第76, 77, 79条）、選出での首飾りの授受（第84条）等、規約の各所で詳細に規定されていることから確認できる。

これに対し、G規約では第4条から始まり第12, 13, 16, 17, 20, 21条において、ガーター勲章 *le gartier* と青色のマントが、T規約の首飾りと衣装に相当するものとして規定されている。第4条で、騎士団活動におけるマントとガーターの着用義務が定められ、第13条ではガーター着用義務の違反者に、騎士団の「管財人 *gardien*」と「聖堂参事会 *college*」への半マルクの罰金が科せられている。第12, 17条ではマントの着用義務、第16条では騎士団によるマントの保管、第20, 21条では新団員のガーターとマントの授受、及び被選出者が「外国人 *estranger*」の場合のガーター、マント、規約の送達と受領に関して取り決めてある。以上多くの規定により、ガーターとマントが騎士団の重要な標識であることは間違いないが、T規約の内容と比べると、それらによるメンバーシップの強調が少ないとも言えるだろう。

④団長の許可の無い戦争・旅の禁止（T規約：第7条／G規約：第30条）

T規約第7条は、団長の許可の無い戦争・長期の旅を禁止している。ただし、団長の臣下である団員に対しては、その団員が他からの土地を保持し、「名誉において」戦争など行う場合、騎士団設立以前と同様に妨げられないとされ、さらに「余の、そして当該の騎士団長の臣下でない団員 *les non sujets de nous et dudit chief de l'ordre*」、つまりブルゴーニュ公の臣下ではない団員に対しても、予め団長に通告すれば滞りなく事を進めることができるという留保条件が付されてある。



G規約の第30条は、団員が団長の許可無く「領土外 hors de la terre」にでることを禁止し、さらに「騎士道的な名誉」に属する行動は何よりも優先されるとする特権も定められている。文脈に若干の違いがあるが、両規約共に、旅や軍務を行う場合に団長の許可・承認を必要としているだけでなく、名誉の行動が優先される共通点を持つ。とは言え、T規約でブルゴーニュ公の臣下と臣下でない者を分けて規定している点は、注目すべき違いである。また、騎士団の印璽の管理・運用を定めたG規約第32条では「名誉を獲得するために国外に行く yront hors pour acquerir honneur」団員のあらゆる許可、関係証書が団長により騎士団印章の下で作成される、とある。団員の行動に関する義務規定（第30、31、32条）の中で規定されている事実は、騎士道の要素が特にG規約において団員の所業に重要な意味を持つことを示している。

#### ⑤ 団員間の戦闘・紛争の禁止 (T規約：第8、9、10、11、12条／G規約：第31条)

T規約の第8、9、10、11、12条は、団員間の争いを禁じた条項である。第8条では団員が不和・争いを起こし、それを団長が知れば当事者に全行為を禁止させ、団長・騎士団の命令に従うことと、当事者は話し合いに次の総会への出席を義務付けている。また、それを知った団員はその争いを調停せねばならず、当事者は従わねばならない。ただし、団長たるブルゴーニュ公はその限りではないとしている。

第9条は、何者かが団員に暴力を振るおうとした際、その場に居るか、それを出来る全ての人は、それを未然に防ぐ義務を定めている。第10条では、「団長の臣下でない誰か aucun non vassal ou subget du chief et souverain」が、団長の臣下又はその領主権に従属する団員を侮辱する場合、当該団員は裁判で賠償でき、被害を受けた団員はその事柄について団長命令に従うことが望まれる、とある。さらに、相手がそれを拒むなら、団長・団員は当該団員に「出来る限りの助力」を行い、また「外国人で団長の臣下でない団員 chevalliers estrangers et non sujets du souverain de l'ordre」に対しては、その団員がそれを望み、相手が拒む場合、団長・団員は「善意の限りで助力」を行うことが義務付けられている。

第11条は、団長の臣下ではない団員が、団長（ブルゴーニュ公）との戦闘になる事態を想定し、その回避法を取り決めている。前半は、団長の非家臣が騎士団に所属する可能性のため、団長が「当該の外国人団員の誰か d'aucuns lesdiz chevalliers estranges」の本来の主君と戦争することや、その生来の土地に攻め込む際、当該団員は不名誉や罪に問われること無く、主君や土地を守り名誉を保持できるとした。そして、その団員の主君側から、団長（及びその領土・臣民）に戦争を仕掛ける場合、当該団員は参戦せぬよう義務付けた。ただし、当該団員の主君が軍役を強制する場合、両者の関係が「人格における en personne」もので、かつ事前の通達があれば、名誉を失わず参戦できる留保条件が付されている。

第12条は、団員が「外国領主の旅や軍役に en voyage et service d'armes de seigneur estrangier」就く際は騎士団に通知し、また団員が戦闘に参戦した場合、他団員に彼の命を救う権利が生じ、彼が捕虜となった場合、彼が戦闘の指揮官である場合を除いて、上記の誓約から解き放たれると定めた。しかし、もし当該の外国領主がそれを望まない場合、当該団員は「名誉において par honneur」、彼（外国領主）のために武器を取ることを控え、その軍役を放棄すべきだと定めている。これらは、起こりうる極めて現実的なケースを考慮した、団員間の相互扶助義務の取り決めであると言える。

以上のT規約には、G規約の第31条が相当する。第31条も複数の事態を想定し、団員間の戦闘禁止を定めている。内容は、4点。1) 主君の戦争、又は正当な争いがない場合の団員間の戦闘禁止。2) 団員が主君の下で、又はその陣営に組する際、敵方が別の団員を味方するのを望むなら、団員はこれに留まることはできない。3) 団員は味方につく際、他団員が敵方に予め居る場合、戦争での奉仕の免除から除かれる。4) 以後も留まる団員が、敵方に団員が居る事を知らなかった場合、主君に対し陣営に留まる許可を請うことができる、という内容である。

両規約共に、団員間の争いを禁じ、かつ具体的な事態を想定して回避・対処法を定めている。相違点は、G規約が戦闘禁止だけなのに対し、T規約では紛争も扱い、総会での調停などの解決策まで提示している点。さらに、T規約は団長の臣下と、そうでない団員（外国人団員）に分けて特に配慮して規約が作成されている。また、G規約の第31条はテキストが長く複雑であるのに対し、T規約は非常に整理され、無駄のない文章となっている。

#### ⑥団員の席順・序列に関する規定（T規約：第17条／G規約：第22条）

T規約第17条は、騎士団内で身分や地位について問題が起これぬよう、団員の席順及び順番<sup>36)</sup>を入団順と年功序列に従って決まるとしている。ただし、皇帝、王、公は対象外とし、その地位に見合った席が与えられるという留保条件が付されている。

G規約も第22条で、席順について定めてある。ここでは、「伯、バナレット騎士、または従騎士のいずれか *s'aucun des contes meurge. baneret. ou bacheler*」が死亡した場合、その「席 *estalle*」には同身分が（選出され）席に着き、以後変化しないとする。ただし、王太子の席だけは団長の向いに決められている。

両規約で騎士団内の席順・順番に関する取り決めがあり、特定の身分への例外的措置があることは重要な共通点であろう。とはいえ、G騎士団員は入団以後、席が変化せず、固定されるのに対し、T騎士団では新団員の入団毎に、また開催場所が変わる総会毎に席が変動するという大きな違いがある。

#### ⑦団員の入団の際の入団金・寄付金に関する規定（T規約：第18条／G規約：第23条）

T規約第18条、G規約第23条では団員の入団金・寄付金を定めている。T規約は、団員一律で72マルクに相当する40エキュ金貨、或は同価値の宝石等による支払が義務付けられている。対するG規約は、団長40マルク、「外国の王 *ung roy estrange*」20リーヴル、王太子20マルク、公10リーヴル、伯10マルク、バナレット騎士100スー、従騎士5マルクと、「身分に応じた寄付金 *don selon estat*」の支払いが定められ、既存の身分制度に従った差別化が行われており、義務が一律化されているT規約と決定的に異なる。

用途は、T規約では聖堂への奉獻品として、G規約では聖堂参事会員と「貧しき騎士」への施しに充てられる。また、G規約は最後に、外国人団員の代理人が着座の際、団長が代わりに寄付金を支払う事が規定されている。

#### ⑧物故者団員に対する鎮魂ミサ執行の義務規定（T規約：第19条／G規約：第18条）

T規約では第19条にて、物故者団員の鎮魂のため15回のミサを執行する15スーの支払が義務付けられている。G規約第18条でも、物故者に対し団長は1000回、外国の王800回、王太子700回、公600回、

伯300回、バナレット騎士200回、そして従騎士に100回のミサを挙げる義務が課せられている。前項と同様、T規約は義務が一律であり、G規約では世俗身分に応じて責務も重くなっている。また、G規約にはミサを遂行する期限を、3ヶ月以内から、最長で翌年にまで期限の延長が認められている。

⑨創設メンバーの名とタイトルの列挙 (T規約：第21条／G規約：第1条)

T規約は第21条、G規約は第1条に騎士団の創設メンバーを挙げている。T規約は選出された23人の名前とタイトルを列挙してある<sup>37)</sup>。団員名の後は、定員が満たされていない事について、1433年の第3回総会で定数を満たすため予め余分を用意したと記されている。名前の列挙は「ギョーム・ド・ヴィエンス、サン・ジョルジュとサン・クロワの領主であり余の従兄弟 messire Guillaume de Vienne (1), seigneur de Saint George et de Saint Croix, nostre cousin」のように敬称に続いて団員名・肩書きの順で表わされている。

G規約第1条では、団長である王、その長男ウェールズ皇太子、以下「ランカスター公 le Duc de Lancastre」などの肩書きだけの場合や「トマス・ド・ホランド殿 Monsieur Thomas de Hollande」のように名前が26名(騎士団の定員数)綴られているだけで、彼らを「選出」「任命」するなどの文言もない。またT規約はメンバーの選出理由に様々な名誉的、騎士道的な文句が使われており、比べてG規約は非常に簡素である。さらに最大の違いはG規約で第1条に位置する内容が、T規約では幾つかの団員の義務規定の後にやっと表れるということである。

⑩「貧しき騎士」に関する規定 (T規約：第22, 37条／G規約：第7, 8, 35条)

T規約第22条は、ブルゴーニュ公領内のデジョンのサン・シャペル Saint-Chapelle 教会<sup>38)</sup>に奉納の基金と、「貧しき騎士 povres chevalliers」の扶養のための基金の設置を規定している。

「貧しき騎士」はG規約でより詳細に定められており、後段で詳しく扱うが、その役割にも規定がある。両騎士団共に、貧しき騎士の実態は詳しく明らかになっていないが、その存在が全く異質なものであるように思える。

⑪教会内陣への団員の紋章飾りの設置 (T規約：第23条／G規約：第10条)

T規約第23条は、上述のデジョンにある教会内陣に、各団員の「楯型紋章飾り、盾飾り、そして兜飾り l'escu, heaulme et tymbre」が備え付けられることが定められている。G規約の第10条でも同様に、ウィンザー城内の教会内陣に、各団員の紋章飾りの一式「飾り兜と剣 son heaulme et son espee」が掲げられることを取り決めており、両規約に類似した条項の存在が見て取れる。

⑫騎士団固有の印璽の管理と運営について (T規約：第25条／G規約：第27-29条)

T規約は第24-46条にかけて、5名の役職者の職務規定が記されており、G規約には下記する「書記官 registreur」に関して以外は該当するものはない。ただし、その中で騎士団固有の印璽に関する内容は両者に含まれている。

T規約は第25条で役職者の筆頭にある「尚書官」の職務として、騎士団の印璽の管理・運営が任されている。G規約では、第27-29条の3条項で、騎士団に関する物品、共通の印璽と規約について一連の流れで規定され、それを管理する人物の存在が認められる。

### ⑬書記官の職務規定（T規約：第30-32条／G規約：第37条）

両規約に共通する役職者の規定は「書記官」と呼ばれる人物についてのみである。T規約第30-32条において、「書記官」には聖職禄を受けている人物が任命され、その職務は騎士団の事柄を記した2冊の書物の作成とされている。

G規約では第37条に、類似する役職者「書記官」について言及されている。書記官には聖堂参事会員で最も学識のある人物が任命され、騎士団に関する全てを記録し、総会前夜に前年度の「議事録registre」を読み上げ、必要ならば訂正も行う。類似した役職者の存在という共通点に加え、T規約は他多くの役職者の設置と、詳細な規定があるという相違点も重要である。

### ⑭総会の開催日程（T規約：第47条／G規約：第10条）

これ以下⑭～⑰にかけては、騎士団総会の活動内容と手順について規定した条項を続けて扱う。まず、T規約47条は総会の開催日程を定めている。毎年、守護聖人である聖アンドレの祝祭日（11月30日）から、団長が予め指定する場所で、盛式ミサ、祝宴、集会等を行うとしている。

それに対し、G規約は第10条で、聖ジョージの祝祭日（4月23日）からウィンザー城内での総会の開始と教会への奉仕、衣装や紋章飾りの設置、そして開催日の延期について示してある。興味深いのは、延期の理由であり、聖ジョージの祝祭日が復活祭後15日以内に当たる場合や、さらに追加内容で、その他の移動祝祭日（聖マルコ、ヤコブ、昇天祭、聖霊降誕祭等）に重なった場合もそれを妨げないようにしている。上述のごとく、T規約は1446年の改訂で総会日程が変更される。その理由は、冬の悪天候と、その他諸事情に伴う団員の出席率の低さを考慮した現実的対応であり、G規約のような宗教的理由ではないことは注目すべき相違点であると言える。

### ⑮総会への代理人派遣に関する規定（T規約：第48条／G規約：第9、11条）

T規約第48条は、病気や捕虜、戦争や道路事情のため、又はその他受理されるべき理由で団長・団員本人が出席できない場合、代理人派遣を義務付けている。総会において、団長の代理人は総会の主宰を務め、団員の代理人は当人と同様に扱われる。

G規約第9条は、団長が聖ジョージの祝祭日（総会）に欠席する際の代理人派遣と、代理人の権能について規定している。また、祝祭日前夜からの総会の流れ、遅刻・欠席者に対する罰則規定も第11条に存在する。遅刻・欠席者は参事会室への立入禁止や発言の禁止、受容れられる弁解の無い欠席者には着座、宗教行事への出席の禁止、団長への許しを請うことが義務付けられている。さらに「国内に居て soit demourant ou royaume」、二つ目の祝祭への正当な理由の無い欠席者には、20マルク相当の宝石を奉納するまで着座が禁止され、以後罪が許されるまで罰が繰り返される。

G規約には団員の代理人規定が無く、T規約では遅刻・欠席者への罰則が無い。これは、領土が南北に長く、定位置で総会が行われない金羊毛騎士団と、国土が比較的狭く、かつ定位置で総会が催されていたガーター騎士団との環境の違いを良く表した条項とは言えないだろうか。

### ⑯総会における宗教行事について（T規約：第49-53条／G規約：第11-17条）

T規約は第49-53条にかけて、総会前夜（聖アンドレの祝祭日の前夜）から3日目までに行われる宗教行事を規定している。まず、前夜に団長の館に集まり、総会用の正装で館から教会に向いミサ等

を行う。翌日、聖アンドレの祝祭日では、盛式ミサと奉納の後、団長の館にて晩餐が開かれる。同夜、黒の衣装で物故者への前夜ミサを、翌日は鎮魂ミサが執り行われ、該当団員名の読み上げや蠟燭の奉納、デ・プロフンディスが捧げられる。続く日、ノートル・ダム教会における盛式ミサへの出席を定めている。

G規約は、前述の第9-11条の中で総会の流れを、第12条で総会における団員の青いマントの着用義務を、第13条はガーター勲章を着用していない場合の罰金を定めている。さらに、第14条は祝祭日の盛式ミサ、奉納、宗教行列について、第15条は聖ジョージの祝祭日翌日における、死亡団員と全キリスト教徒への鎮魂ミサが規定され、正当な理由や団長の許可のない欠席は認められていない。第16条では団員のマントの保管が騎士団により行われるとされ、T規約の第35条（財務官の職務）に相当する。

そして、第17条は量も多く、複雑である。内容は3点。1) 団員が総会へ徒歩で来た際、称賛が与えられ、2) 当該団員はマント着用で礼拝堂にてミサを拝聴し、午後3時以降入場する場合は、キリスト教徒の魂のために教会参事会員のデ・プロフンディスを歌い、奉獻を行う。3) 団員のいずれかが馬で訪れ、奉獻を望まない場合、聖ジョージの栄誉において徒歩で一里訪れ奉獻を行う、というものである。特に3点目は、その内容を十分には把握しかねるが、少なくとも類似する条項はT規約に無い。

両者とも、総会での宗教行事が、ほぼ同じ流れで催されていることが確認できる。また、盛式ミサや物故者への鎮魂ミサは、同時代の兄弟団・信心会の活動と酷似しており、影響を受けた点として指摘されている<sup>39)</sup>。

#### ⑰新団員選出の方法と手順に関する規定（T規約：第66-87条／G規約：第19-26条）

T規約第66-87条にかけて、新団員の任命までの詳細な手順が決められている。まず、新団員の選出について第66-74条にかけて規定されている。

死亡或は除名により、団員に空きが生じた場合、紋章官から団長、そして各団員へと通知され、来たる総会にて候補者から投票で新団員が選出される。予め選出前に候補者へ召喚状が送達され、またその人物が選出を受容られない理由を知っている団員は、その旨を報告する。来たる総会までの準備期間が充分でない場合、次回総会への延期と正当な理由で欠席する団員の封書による投票が義務付けられている。

総会での新団員選出では、投票前に書記官によって死亡団員の所業が読み上げられ、団員は団長の前で公正に投票する宣誓を行った後、銀食器の上に団員は一票、団長は二票分を投票する。続いて、尚書官により票が集計され、最多票を得た人物が新団員として任命される。もし複数の候補者が同数票を得た場合、団長が三票目を投ずるか、或は最初からのやり直しとなる。

G規約でも、第19-26条にかけて新団員選出の手順と方法を定めている。手順は、第19条に集約されている。最初に、メンバー内に死亡者が出た場合、イングランド滞在中の団員に通知され、死亡確認後6週間以内に団長の前か、指定した場所で団長を含め最低6名以上の団員により、9名の候補者を選出する。その候補者は「生まれに非の打ち所の無い極めて相応しい騎士 les plus souffisans chevaliers sans reproche qu'il congnoist」で、「団長かその他の君主の臣下であろうとも、彼らが敵方に組しない subgez dudit souverain ou autres, pourveu qu'ilz ne tiengnent s'adverse partie」人物で、伯

又は高位貴族、バロン、従騎士から3名ずつがノミネートされる。候補者はウィンチェスター司教により名が挙げられ、選挙で最多票を得た「当該の騎士団に極めて相応しく、或は王権と王国の力になると思われる」人物が選出される。また、正当な理由無く欠席した場合、管財人と聖堂参事会に1マルクの罰金が科せられ、次回総会で罪を許されるまで床に座することが義務付けられている。

新団員選出の手順についても多くの相違点が見られる。まず、T規約は選出手順に多くの条項が割かれ、注意深く規定されている点。次に、T規約には除名規定（第14-16条）があるのに対し、G規約は除名による空席を全く想定していない。さらに、G規約は死亡者が出る度、新団員選出が行われるのに対し、T規約は毎年1回の総会でのみ行われ、投票の必要人数（T規約は全員）も異なる。そして、最大の違いはG規約で新団員候補者の身分と人数が厳格に定められている点であろう。

#### ⑱新団員選出後に關する規定（T規約：第75-76条／G規約：第20-21条）

T規約第75条では、被選出者が総会を欠席の場合、彼に対して選出の事実が入団要請と規約の「写し le double」と共に、宣誓と首飾りの授受のため団長の前に来るよう通告されるとある。またこれに意見する権利も認められている。第76条は、被選出者が「大領主 grand seigneur」で重大な案件を持ち、遠方での滞在や旅行で団長の前に現れるのが困難な場合、できるだけ早い総会の出席を約束せねばならないと定められている。

G規約第20条は、T規約と同様、被選出者に対しガーター勲章とマントが渡される。ただし、受け取る前に当該人物が死亡した場合、新団員として任命されない。また、当該人物はガーター受領のため「国内に dedans le royaume」居ながら、理由無く一年以内に着座しない場合選出は白紙となる。加えて、被選出者は着座まで、教会内陣に紋章飾りを掲げることができないとされる。

第21条は、被選出者が「外国人 *estranger*」のケースを規定している。被外国人選出者には、ガーター、マント、規約が送達され、当該人物は4ヶ月以内に受領（入団）への結論を下さねばならない。ただし、「非常に威厳があり、地位、身分共に高い外国人団員 *esgrangers, telz estrangers, de quelle dignite, estat ou condicion qu'ilz soient*」は8ヶ月以内での代理人派遣が認められ、当代理人は着座の間のみ団員としての権能が認められる。この時、団員本人は欠席として処理される。この代理人派遣は「本人が来ることのできない外国人団員 *estrangers qui ne puent bonnement venir en leurs propres personnes*」にのみ適用され、死ぬまでに着座しない者は、ミサと祈りの義務を半分怠ったこととされる。また、追加内容では「王の戦争 *en guerre du Roy*」或は、別の場所での滞在を命じられた被選出者に限り、上述の恩恵が認められるとも定められている。

両者とも被選出者に標識（勲章）が渡され、選出を受容れ、宣誓等の必要な諸事項を果たすため団長の前に、或は総会への出席と、団員席への着座が義務付けられている。また、G規約では「外国人団員」、T規約では「大領主」とタームこそ異なるが、明らかに団長に相当する地位と実力を備えた世俗領主（被選出者）に対し、その事情を考慮し格別の配慮が成されていることも大きな共通点であろう。

逆に相違点は、T規約に比べG規約で具体的な期限の設定（4ヶ月、8ヶ月、1年）があること。他に「外国人」「王国」「王の」など、王国を母体とするG規約特有のターム使用は、双方の国家形態の違いを表しているとも言える。

### ⑲新団員の宣誓に関する規定（T規約：第82条／G規約：第25条）

T規約82条は、規約を「理解し、そして成し遂げ…それらを約束し、そして誓う *entretendrez et accomplirez...et les promettez et jurez*」と、その遵守を誓う義務条項で、G規約では第25条に当たる。その第25条は「忠実に当該の騎士団の規約を守り、そして遵守することを…約束し、誓う *promet et jure...de loyaument garder et obserber les estatus dudit ordre*」とあり、さらに本人が来れない外国人団員でなければ、代理人を着座できないと規定してある。続く第26条では団長が「国外 *hors de pais*」にあり、新団員の「着座 *enstallencion*」に関する事柄を扱えない場合、団員の一人に同権能を与え代理させることが取り決められている。

### ⑳規約への印璽使用、作成年代について（T規約：末文／G規約：第28条、作成年代）

T規約の末文の中で、規約に印章が付される部分についてのみ、G規約で対応部分が存在する。まず、G規約第28条では、団員に共通の印章を付した規約の所持を義務付けており、その「オリジナル *l'original*」は教会参事会室の宝物庫に保管されるとある。関連して、第29条では団員死後、遺言執行人による規約の返還が義務付けられている。T規約も第75条で、団員に規約の写しが配られるとあるが、G規約のような規約の所持・返還の義務規定は無い。T規約では末文後半で、騎士団の印章か他の真正性を示すもので、当規約に「オリジナルと同様 *comme a l'original*」全面的な信頼が付与されるとあり、規約に印章が付されることは両規約の共通点と言える。

末文の最後では、規約の作成年代として、「リールにおいて1431年11月27日に記された」とある<sup>40)</sup>。G規約においても、規約の最後に作成年代が示され、「余の治世3年目 *l'an de nostre regne le tiers.*」の聖ジョージの祝祭前夜に定められたとあるが、西暦は記されていない<sup>41)</sup>。

以上、両規約の中で扱われている内容は20点にのぼる。「表2」でも明らかなおお、G規約のほとんどが、T規約に取り込まれていることが分かる。特に総会活動に関する規定などは、構成にも類似した箇所が見られ、参照された形跡も窺える。ただし、分量は圧倒的にT規約が上回り、一つの事柄に対し多数の条項で具体的かつ現実的な内容が定めてある。また、テキストもG規約に比べ内容が整理され、明快である。

内容面では、T・G規約共に、団長と同等以上の世俗領主に対する現実的配慮が見られるが、それ以外でT規約は団員を一律に扱っているのに対し、G規約ではあくまで既存の身分制度を騎士団内に反映させているという相違点も存在する。

## 3.2 一方の規約においてのみ存在する条項

### 3.2.1 金羊毛騎士団規約にのみ内包されている条項

#### ①団員の他騎士団への入団・所属の禁止規定（T規約：第2条）

団員は金羊毛騎士団への入団に際し、他の騎士団から離れなければならないという規定であるが、同内容の条項はG規約には存在しない<sup>42)</sup>。

#### ②団員間の相互扶助に関する規定（T規約：第4－6条項）

規約の第4－6条にかけては主に団員間の相互扶助に関する規定である。第4条では「良き友愛団

bonne amistie]として団員間における相互に「良き、真実の愛」を持ち、「権力、名誉、そして利益を追求」し、騎士団の「不名誉と損害を避けること」を求めている。また、団員の「名誉を非難」される場合、詳細に定められた文言にて反論することも定めている。第5条は、前半で団員間の友愛を基礎とし、団長（ブルゴーニュ公）とそれに属す「余のくに、土地、所領、臣下そして臣民」への攻撃・戦争の禁止。後半では規約序文と同様、「聖なるキリスト教信仰」や「聖なる使徒の座であるローマ教会」を守り、再建する活動への参加を義務付けつつも、「正当な問題や、明白な障害」がある場合、それが免除される留保条件も付された規定となっている。

第6条は、団員は戦争やそれに準ずる任務を、報告無しに遂行しないことを義務付けている。冒頭で団員間の「愛と信頼のため」、「戦争 guerre」などの重要な案件への取り組みに際し、報告と助言の義務を課して顧問会議的な役割を期待した内容と見受けられる。ただし、この条項にも、前もって報告する事で損害を被るような「秘密のそして火急の企てを除いて」という但し書きが付くことで、条項内に現実的な抜け道を確保してある。

以上のごとく、団員間の友愛の必要性を謳い、相互扶助や助言義務を課し、また十字軍的な活動を規定する内容はG規約には見られない。

#### ③団員の除名に関する規定（T規約：第13-16条項）

T規約第13-16条は、騎士団から除名されるケースについて定めてある。第13条は、団員の騎士団所属の終身性が述べられ、第14条からは団員資格を剥奪される3つの「非難すべき事例 cas reprochables」を挙げている。第1に、団員が「キリスト教信仰に対する異端、或は過ち heresie ou erreur contre la foy chrestienne」を非難され、認められた場合、又はそれで罰などを受けた場合（第14条）、第2に「裏切り trahison」をした場合（第15条）、第3に、軍旗が翻る準備された戦闘中、戦場から逃げ出した場合（第16条前半）を挙げ、内1つか、2つで罪が認められた場合、団員と団長の裁決により騎士団から除名される。

当該団員はその事で弁解を望めるし、総会（又は団員の前）に召喚され叱責・非難もされうる。上述の3ケース以外でも「非難されるべき事例」を犯した場合、団長と団員は当該団員に対し訴訟手続きを執り行うが、それ以外の方法では除名されないとも規定されている。第16条後半では、団長が団員に損害を及ぼした際、団員が正義の宣誓を作成することを認めており、最終的に当該団員が除名される際も、不名誉や罪を受けないとも定められている。

団員のメンバーシップ剥奪という重要な規定にもかかわらず、これらはG規約には無い。しかし、だからこそT規約作成にあたり必要と判断され、盛り込まれたとも考えられる。また、除名対象のケースが、キリスト教信仰と名誉的行為に深く関係する内容からは、金羊毛騎士団の騎士道的な性格を窺うことができる。

#### ④紋章官への給金規定（T規約：第20条）

T規約第20条は5名の役職者の一人、紋章官に年金として72マルクに相当する40エキュ金貨と、各団員による総会毎に2エキュ金貨の支払いが定められている。G規約には役職者の規定がほとんど無いだけでなく、T規約においても紋章官以外の役職者への給与に関する条項は存在しない。なぜ紋章官にのみ独立した給与規定があるのかは分からないが、少なくともG規約から模倣したものではない



ことだけは明白であろう。

#### ⑤ 役職者の職務規定 (T 規約：第24-46条)

T 規約の第24-46条には、騎士団の組織運営を担う5名の「役職者 officier」に関する職務規定について定められている。

まず、第24-29条では、その筆頭職「尚書官」について。尚書官には神学か法学の学位を持つ聖職者が就く。その職務は、騎士団固有の印璽の管理と運用、総会時の騎士団の名誉や善行に関する事柄の提案と進行、各団員の行動に関する査問と称賛や処罰の宣告、新団員選出の際の票の回収と報告、財務官の会計の聴取への参加などである。

第30-32条は先に挙げた「書記官」に関するもので、G 規約の第37条に類する規定の存在は既に述べた。騎士団の教会から聖職禄を受けている人物が任命され、その職務には騎士団の創設や規約、メンバーなどを著した2冊の書物を作成することにあるとされた。

第33-39条は「財務官」について、その職務は騎士団に関係するあらゆる文書、及び宝飾品の保管と管理を職務とした。また、騎士団に関する所得と諸費用などの支出を扱い、寄付や遺贈を記録する書物と財産目録の作成を職務とした。さらには、騎士団の勅許状や書簡を本、又は文書集を2部作成することが義務付けられている。

第40-42条は「トワゾン・ドールと呼ばれた伝令官にして、紋章官 *herault appelle Thoisson d'or, roy d'armes*」について規定されている。紋章官には慎重で熟練した者がその役職に就き、その職務は騎士団のあらゆる伝達・運搬業務と紋章に関する事柄を担っており、団長・団員の行動の調査と報告が規定されている。

最後に第43-45条は「管理官 *gardien*」に関する職務規定である。管理官とは、貧しき騎士と役職者の、そして本拠であるサン・シャベル教会の管財人として居留する者たちの事柄を扱い、総会出席者の安全を保つ人物とされた。役職にはディジョンのバイイ官に充てられることが定められている。

そして上述の5名の役職者を騎士団に設置する内容が第46条に定められている。役職者に任命された者は、団長の保護のもと役職に留まることを義務付けられ、彼らが団長・団員或は「他の団長の臣下や臣下で無い者 *autre subget ou non subget dudit souverain*」に暴力を振るわれた際、団長の決定に従うなら、団長・団員はこれを受容れ、また相手方が決定に従わない場合は彼らを支え・助けることも定められている。

G 規約でこれらに相当する条項は、前述した第37条以外見当たらない。騎士団を実質運営するスタッフについてほとんど規定がないのは、極めて大きな相違点であると言える<sup>43)</sup>。

#### ⑥ 団員の行動に対する査問に関する規定 (T 規約：第54-60条)

第54条からは、総会で行われる協議についての規定が続く。まず、総会内容の秘匿義務。次いで、団員の行動に関する厳しい査問が行われる。査問後、悪徳や罪、騎士道や規約に反したことが明らかになれば、尚書官により訓戒や罰が科せられ、逆に、名誉的・騎士道的な所業が確認された場合、同じく尚書官により「常に良き行為へと駆り立てるため」称賛の言葉が与えられる。

これらの査問は、騎士団が「良き状態」であるために、そして団員が「他の全ての騎士や貴族の模範となるよう」に行われる。また、団長・団員の別や、既存の身分に関係なく席順で行われるのは

「愛と友愛を保ち、その点に関して公平さを維持するため」であるとしている。

⑦除名団員への処遇と、首飾り勲章の返却に関する規定（T規約：第61-65条）

第61-65条においては、除名に値する団員の処遇について取り決めている。最初の第61、62条には、総会で団員の除名に値する罪が知れたら、その場で処遇が決められ、総会以外で露見した場合は、次回・次々回の総会、又は適当な時期での出頭が命じられ、それまで当該団員は訴えられないとしている。

ただし、団員資格剥奪に値する罪が判明したなら、除名処分とされ、財務官への首飾りの返還が第62-63条で示されている。第63条は、首飾りの返還を拒絶した場合、団長の臣下ならば裁判訴訟が、臣下でない場合は適当な方法で訴えが起こされる。第64条は、団員死亡の際の相続者による3ヶ月以内の首飾りの返還、第65条では「戦争或は名誉ある行為において」又は「名誉ある行為を熱心に求め」捕虜となり首飾りを失った場合、団長が首飾りの費用を負担するが、上記以外なら自費負担で作製し、4ヶ月以内か、出来るだけ早く着用する義務が規定されている<sup>44</sup>。

⑧新団員の宣誓に関する規定（T規約：第77-84条）

第77-84条にかけては、新団員として選出された人物の宣誓内容、つまり団長と掛け合う宣誓文言について詳細に定めてある。まず第77条は、騎士団に属すにあたり「騎士団長の上級領主権と権利を守り、保持し、そして防衛する援助を行う」ことを宣誓する。続く条項では、騎士団の名誉と地位を守り増大させること、除名される際の首飾りの返却、騎士団より科された罰則の忠実な遂行、総会への出席義務と欠席の際の代理人派遣、規約や条項の遵守・遂行、そして以上のことを十字架と福音書に触れ宣誓することとなっている。宣誓後、当該人物は団長より首飾りが与えられ、接吻を受けることで正式に新団員として認められる。

⑨新団員の再選出に関する規定（T規約：第85-86条）、紋章飾りの設置に関する規定（T規約：第87条）

新団員選出に際し、被選出者が騎士団への入団を拒む場合は、改めて選出を行い、選出された人物も同様の方法で宣誓等行う事が第85、86条で取り決められている。これに続いて第87条では、新団員として選出後、その紋章飾りが騎士団の教会内陣に掲げられ、死亡時には身廊に移動されることが決められている。

G規約にこれに類する規約は無いが、上述した第21条の内容から推察するに入団拒否の事態も想定し得たと思われる。それにもかかわらず、対応する条項の欠如は、除名規定の欠如と合わせて作り忘れたものかもしくは意図的なものかは分からない。

⑩新役職者選出の手順と方法に関する規定（T規約：第88-101条）

第88-101条の13条項は、役職者に空席が生じた場合の、新役職者の選出方法について取り決めている。役職者選出の規定は、上述した新団員選出の条項と同様、手順と共に第24-46条にある各役職者の資格と条件、職務規定の確認と宣誓内容で構成されている。

まず、新尚書官の選出は、第88-94条と他の役職者に比べて多くの条項が割かれてある。選出方法

は、その空席が団員に伝えられた後、尚書官として資格のある人物がノミネートされ、総会にて団員の投票で選出される。被選出者にはその旨が通知され、宣誓のため団長の前に出頭せねばならない。選出を拒否された場合、改めて選挙が行われ、新尚書官が決まるまで団員の1人が代理を務める。最後に、新尚書官は上述した職務内容の忠実な遂行を宣誓する。続く新書記官の選出(第95条)は、団長と少なくとも8名の団員によって行われる。選出された新書記官は、同様に職務の忠実な遂行を宣誓することになっている。第96-98条の新財務官の選出、第99-101条の新紋章官の選出に関しても、書記官と同様の手順で行われる。ただし、「管理官」の選出に関する規定は存在しない。理由は不明だが、第45条の内容から考えて、空席が生じた場合、新しいディジョンのバイイ官が新管理官として自動的に兼任するという形になるためではないかと思われる。

#### ⑩団長死亡の際、相続者が未成年・未婚女性の場合の代理人規定(T規約：第102条)

第102条は団長死亡の際、後継者たる男子が未成年、或は女子で未婚の場合の取り決めがされている。相続者が未成年男子の場合、総会において団長代理を団員から投票で選出し、その相続者が成人して騎士叙勲を受けるまでの間、また相続者が未婚女性である場合は、成年に達した騎士と結婚するまでの間、当該代理人は騎士団に関する全ての問題を取り扱うことが規定されている。

#### ⑪騎士団の裁判権に関する規定(T規約：第103条)

T規約103条は、騎士団が関係する事柄について「裁判権を持ち、そして最高裁判所」であり、承認・施行された内容は「最高裁判所と同様に執行力と有効性を持つ *soyent executoires et vallables comme de court souverainne*」ことを定めている。そして、いかなる方法であれ決定を妨げることはできず、いかなる相手に対してもこの権限を引き出すことができるとしている。

#### ⑫末文

序文に対置する末文は、はじめに上述した規約・条項の制定と布告を宣言している。次に、22の条項を除く他全ての条項に、問題や不明瞭さがある場合の修正と変更を、団長とその相続者のみ行える事を定めてある。続いて、前述した騎士団の印章或はその他のもので、規約に対しオリジナルと同様全面的な信頼が付与されること、そして作成年代を記してある。G規約でも似た部分があるのは事実だが、序文に対置する部分として考えると、T規約特有のものであると言える。

以上T規約のみで扱っている13点、全体の約7割がオリジナルなものと言え、このことから、T規約はG規約と全く別のものとして作られたと考えることもできる。また、それらの条項は、騎士団に必要なものとして新しく加えられた、もしくは加えざるを得ない状況が騎士団に、或はブルゴーニュ公国にあったと考えることができるだろう。

### 3.2.2 ガーター騎士団規約にのみ内包されている条項

#### ①聖ジョージ聖堂参事会員及び貧しき騎士に関する規定(G規約：第5-8、36条)

まず目に付くのは第5-8条の「聖ジョージ聖堂参事会会員」と「貧しき騎士」と呼ばれる言わば準構成員に関する規定である。第5、6条では「全キリスト教徒の魂」のために歌う「13名の在俗の聖

堂参事会員」と同じく「13名の助任司祭」を任命し、この中から「参事会の管財人」<sup>45</sup>が推薦され、死者が出た場合のみ新会員が選出される。第6条では彼らの衣装についても規定している。同様に、第7、8条では「26名の貧しき騎士」の設置と衣装を取り決めている。また、第36条では、参事会員の死亡により空席が生じた際の新会員の選出と任命について扱っており、団長が「国外に hors du pais」滞在中ならば管財人が団長に、任命を望む人物について書簡を送ることが定められている。

T 規約では何箇所か、テキスト上「貧しき騎士」の言及があるが、個別具体的には扱われていない。

### ②団員・非団員の騎士団礼拝堂への居住・寄進に関する規定（G 規約：第33-35条）

G 規約第33-35条では、団員・非団員を問わず信仰のための騎士団礼拝堂への居住や寄進、それに対する霊的恩恵について規定してある。

具体的には、誰であれ騎士団本拠地において「信仰のため」、「当該の館」に留まることを望む場合、日々の生活を送ることができ、団員であれば自ら、非団員「騎士団の同僚でない騎士 *chevalier qui ne soit mie de ladicte compagnie*」であれば騎士団によって暮らし方が定められるというもの。そして寄進者は騎士団に名を連ねることができ、メンバー同様、死後の霊的恩恵に与ることができることを定めている。また、第35条の追加内容では、聖堂参事会員の職務が団長・団員の意見無しに遂行できないことを取り決めている。

### ③追加内容

G 規約の最後には、先行して述べた作成年代の記述の後に、8つの条項に対して「別の総会において定められた追加内容」をそれぞれの追加分として記してある。内容については、ここで改めて触れない。重要なのは、規約の改正において、G 規約は新しく追加分を書き足して行くのに対し、T 規約の場合、新版規約となった1446年の大幅な改訂を除いて、基本的には必要な部分のみを書き換える（付加・削除を含む）という方法をとっており、その形式が大きく異なるということである。

以上 G 規約のみで扱われている内容は、僅か3点。このことから、G 規約の中身の大部分を T 規約がカバーしていることが再度確認できた。また、この3点は、③が構成上の違いであるのに対し、他2点は両方とも騎士団の聖堂及び聖堂参事会に関係する事項であることが分かる。

### おわりに

本稿はヴァロア・ブルゴーニュ公家3代目当主フィリップ善良公によって、1430年に創設された金羊毛騎士団の初期規約（1431年発布）を分析対象とし、条文テキストの内容と配列そのものを読み解くことで、騎士団創設期の理念を明らかにすることを目的とした。具体的には金羊毛騎士団のモデルになったとも言われる、中世後期騎士団の原型の1つとも位置付けられるガーター騎士団の規約との相互比較分析という、新しい研究手法に試みることで検討を進めてきた。その分析結果は以下にまとめることができる。

金羊毛騎士団規約（T 規約）では、団員の義務・特権、騎士団活動、宗教行事、新団員の選出など、ガーター騎士団規約（G 規約）の内容のほとんどが生かされ、テキストを参照して作られた部分も見られることから、G 規約を一つのモデルとしたことが改めて実証されたと言える。

しかし、T規約にある、団員のメンバーシップや相互扶助規定、幾つもの手順を踏む総会活動や新団員選出の規定、騎士団を運営する役職者の様々な規定などは、G規約に存在しない内容を新しく多量に、かつ多岐にわたり内包している。このことから、組織としての構造が複雑になっているだけでなく、母体となる両国の形態の相違と、その実情を考慮した意図的なバージョンアップが窺える。さらに、T規約の義務規定などに付された様々な留保条件からは、T規約が極めて精緻に、かつ現実に即して作成されたことを明示している。

つまり、規約の構成は、①大まかな枠組みをガーター騎士団から模倣するも、②ブルゴーニュ公国の実情に即した現実的内容を含むオリジナリティの強いものであり、③その活動、運営、そしてスタッフ集団の職務と役割についても詳細に定めたものであるとその特質をまとめることができる。

その狙いは、ブルゴーニュ公を長に据えながらも公国内外の領主層を騎士団の中に取りまとめ、それ（騎士団）を中心とした全く新しい身分制度の設立にあったと言える。そしてそれこそが、フィリップ善良公が騎士団創設に託した意義と役割であり、その創設に際し打ち出した理念であったと結論付けることが出来るであろう。また、その構想が「ただ狂言と夢想の空しい机上プランにすぎなかった」<sup>46)</sup>のではないことは、規約の中でその現実的施行を可能にするための多くの留保条件や、詳細かつ具体的な活動や組織運営に関する取決めこそが、まさにその事実を裏付けている。

ただし、騎士団の実態により迫るには、規約だけでなく、実際に騎士団を構成するメンバーについての詳細な検討や、その活動をつぶさに記録した『騎士団総会議事録史料』の考察が必要である。また、同時代に存立した多くの他の騎士団との相互比較—規約史料を中心とした—を進めることが、西欧中世世界における「騎士団」の位置と性格を明らかにする必要不可欠の作業となるだろう。これらのことを今後の課題として置くことで、本稿を閉じたい。

#### 注

- 1) ホイジンガ, J. (兼岩正夫、里見元一郎訳) 『中世の秋』ホイジンガ撰集6、河出書房新社、1989、160-161頁や、他に Boulton, D'A. J. D., *The Knights of the Crown. The monarchical orders of knighthood in later medieval Europe 1325-1520*, Londres, Boydell Press, 1ed., 1987, 2ed., 2000; Kruse, H., Paravicini, W., Ranft, A. (Hrsg.), *Ritterorden und Adelsgesellschaften im spätmittelalterlichen Deutschland: ein systematisches Verzeichnis.*, Frankfurt am Main, Peter Lang, 1991. などの研究からもよく分かる。
- 2) ホイジンガ、前掲書、158-159、160-165頁。
- 3) Chaffanjon, A., *Les Grands Ordres de Chevalerie*, 1969; 橋口倫介『騎士団』世界史研究双書、1971、17-24頁。; フロリ, J. (新倉俊一訳) 『中世フランスの騎士』白水社、1998; ド・クランシャン, Ph. (新倉俊一訳) 『騎士道』白水社、1963。
- 4) Cockshaw, P. (dir.), *L'ordre de la Toison d'or de Philippe le Bon à Philippe le Beau (1430-1505) idéal ou reflet d'une société?*, Bruxelles, Brepels, 1996. (以下、本稿においては、*L'ordre de la Toison d'or* と略記)。
- 5) De Gruben, F., *Les chapitres de la Toison d'or à l'époque bourguignonne (1430-1477)*, Leuven, Presses Universitaires de Louven, 1997。
- 6) Boulton, D'A. J. D., *op. cit.*, pp. 356-396。
- 7) *Ibid.*, pp. 356-396. 他に Boalt, G., Elikson, R., Glück, H., Lantz, H., *The European Orders of Chivalry*.

- P A Norstedt & Söners förlag, Stockholm, 1971. pp. 41-51 ; Vale, M., *War and Chivalry*, London, Duckworth, 1981, pp. 33-62 ; 里見元一郎『西欧中世の宮廷文明』近代文芸社、2003、122-136頁。などを挙げることができる。
- 8) De Smedt, R. (dir.), *Les chevaliers de l'ordre de la Toison d'or au XV<sup>e</sup> siècle. Notices bibliographiques*, Francfort-sur-le Main, Peter Lang, 1<sup>re</sup> éd. 1994, 2<sup>e</sup> éd., 2000. 総合的な分析こそ成されていないが、騎士団を構成するスタッフ(団員)そのものを研究対象とした注目すべき初めての試みである。
- 9) Dünnebeil, S. (Hg. von), *Die Protokollbücher des Ordens vom Goldenen Vlies, Bd. 1 Herzog Philipp der Gute 1430-1467*, Stuttgart, J. Thorbecke, 2002 ; Id., *Die Protokollbücher des Ordens vom Goldenen Vlies, Das Ordensfest 1468 in Brugge unter Herzog Karl dem Kühnen*, Stuttgart, J. Thorbecke, 2003.
- 10) 近藤壽良「金羊毛騎士団の創設をめぐる一ブルゴーニュ侯の治世における金羊毛騎士団(1)」『高岡法科大学紀要』(以下『紀要』と略記) 7、1996、127-156頁；同「金羊毛騎士団の規約をめぐる一ブルゴーニュ侯の治世における金羊毛騎士団(2)」『紀要』8、1997、33-61頁。；同「金羊毛騎士団第三回例会とミショー・タイユヴァン『金羊毛の夢』一ブルゴーニュ侯の治世における金羊毛騎士団(3)」『紀要』11、2000、98-112頁；同「Les Statuts de l'ordre de la Toison d'or: d'après le manuscrit KB 76 E 14 de La Haye」『紀要』12、2001 (以下、近藤「Les Status...」と略記)、84-124頁；同「Les Solemnités et festes de l'ordre de la Toison d'or; d'après le manuscrit KB 76 E 12 de La Haye」『紀要』13、2002、1-10頁。
- 11) ブルゴーニュ公国史では Pirenne, H., *Histoire de Belgique*, t. 2, Bruxelles, Lemertin, 1908. をはじめとして、Blockmans, W. et Prevenier, W., *The Promised Lands :The Low Countries Under Burgundian Rule, 1369-1530*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1999; Schnerb, B., *L'État bourguignon 1361-1477*, Paris, Perrin, 1999を挙げることができる。またフィリップ善良公の治世については特に Vaughan, R., *Philip the Good, the Apogee of Burgundy*, London, Longman, 1970 ; Bonenfant, P., *Philippe le Bon*, Bruxelles, De Boeck Université, 1996. を参照。
- 12) *Chronique de Jean Le Fèvre, seigneur de Saint-Remy*, t. 2, éditée par Morand, F., Paris, Société de Histoire de France, 1881, pp. 172-174. (以下、*Chronique* と略記)
- 13) 例えばフィリップ善良公がガーター騎士団への入団拒否のため、自ら騎士団を創設したというもの。Chastellain, G., *Œuvres* (éd.) J. Kervyn de Leetenhove, Bruxelles, 1863-1866, t.2, pp. 9-14. ; Richard, J., Le rôle politique de l'ordre sous Philippe le Bon et Charles le Téméraire, dans *L'ordre de la Toison d'or*, pp. 67-70. また、フィリップ善良公の祖父、初代ブルゴーニュ公フィリップ(豪胆公)の騎士団設立計画が失敗したため、その試みを受け継いだという説など。Richard, J., La Toison d'or comparée aux autres ordres chevaleresques du Moyen âge, dans *L'ordre de la Toison d'or*, pp. 17-20.
- 14) イアソンと金羊毛の伝説とは、苦難を乗り越え伝説の金羊毛皮を手に入れ、伯父から王位を取り戻すというもの。この伝説はブルゴーニュ宮廷で長年親しまれた物語であったとされる。De Gruben, F., *op.cit.*, pp. 16-19 ; Tourneur, V., Origines et symboliques de la Toison d'Or, *Bulletin de la Classe des lettres et des sciences morales et politiques*, 42, 1956, p. 315. また、ギデオンは旧約聖書の英雄。イアソンが異教徒の話で、非業の死を迎えるため、同様に金羊毛皮によって奇跡が起きる聖書の話から、守護者として位置づけられた。De Gruben, F., *op.cit.*, pp. 16-19, 131-133.
- 15) 騎士団に守護聖人を置くことは、他の騎士団でも一般的に行われていた。聖アンドレが守護聖人として選ばれた理由は定かではない。Boulton, D'A. J. D., *op. cit.*, pp. 454-456. ; Vale, M., *op. cit.*, pp. 51-

53.

- 16) ブルゴーニュ公国家臣からの選出者は、宮廷における要職「顧問官 *conseiller*」や「侍従 *chambellan*」にある者が多いことや、同一家系からの複数の選出者の存在（クロワ家 *Croy*、リュクサンブール家 *Luxembourg*、ブリムー家 *Brimeu* 等）が見られる。仏諸侯ではオルレアン公やブルターニュ公など、独諸侯ではクレーフエ公やヘルレ公が、さらにはイングランド王エドワード4世やアラゴン王アルフォンソ5世など、団長ブルゴーニュ公と同等以上の王侯貴族らが選出されている。Paviot, J., *Étude préliminaire*, dans De Smedt, R. (dir.), *op. cit.*, pp. xv-xxxii. ; Paviot, J., *Le recrutement des chevaliers de la Toison d'or*, dans *L'ordre de la Toison d'or*, pp. 75-59.
- 17) 役職への就任者、及びその職務内容については以下に詳しい。De Gruben, F. *op. cit.*, pp. 23-38.
- 18) chapitre「騎士団総会」の訳は筆者の試訳である。他に「集会」や「大会」、「例会」などの邦訳があるが何れも定訳ではない。近藤壽良「金羊毛騎士団第三回例会…」【紀要】、98-107頁；堀越孝一「ブルゴーニュ家」講談社、1996、175-200頁参照。
- 19) フィリップ善良公の治世における総会は10回、それぞれ①1431年リール、②1432年ブルッヘ、③1433年ディジョン、④1435年ブリュッセル、⑤1436年リール、⑥1440年サン・トメール、⑦1445年ヘント、⑧1451年モンス、⑨1456年デン・ハーグ、⑩1461年サン・トメールで、続くシャルル突進公の治世では2回、⑪1468年ブルッヘ、⑫1473年ヴァランシエンヌで催されている。De Gruben, F., *op. cit.*, pp.105-386.
- 20) 金羊毛騎士団の豪華さを支えた、様々な美術工芸品（首飾り勲章、教会を飾るタピスリーや聖遺物、宝石類）はブルゴーニュ公をパトロンとする芸術家たちによって作成され、文化的・美術的にも価値が高いとされた。De Gruben, F. *op. cit.*, pp. 389-396.
- 21) ガーター騎士団の研究蓄積は多く、例えば以下のものがある。Vale, J., *Edward III and Chivalry. Chivalric Society and its Context 1270-1350*. Woodbridge, Boydell Press, 1982 ; Collins, H., *The Order of the Garter 1348-1461 : chivalry and politics in late Medieval England*, Oxford, Cralendon Press, 2000 ; Elias, A., *The history of the most noble order of the Garter (1715) & The several orders of knighthood in Europe*, London, Kessinger Publishing, 2000.
- 22) Boulton, D'A. J. D., *op. cit.*, pp. 96-166.
- 23) フィリップ善良公へのガーター騎士団入団の誘いについては前掲注13を参照。エドワード4世、シャルル突進公の両騎士団への入団については Jefferson, L., *Edward IV : The Garter and the Golden Fleece*, dans *L'ordre de la Toison d'or*, pp.194-197.
- 24) Vale, M., *op. cit.*, pp. 38-39 ; Vaughan, R., *op. cit.*, pp. 160-163 ; フロリ, J. 前掲書142-143頁。
- 25) 規約は規約書以外に、初代紋章官ジャン・ル・フェヴル・ド・サン＝レミ作の【年代記】の中で、1446年改訂の新版規約全文が内包されている。先行研究のほとんどは、この【年代記】の規約を参照している。*Chronique*, t. 2, pp. 210-254.
- 26) 後掲注42、44を参照。
- 27) 1431年規約（旧版）と1446年規約（新版）では、「表1」の構成上の違いの他に、以下3点がある。①序文：ブルゴーニュ公のタイトルに1433年以降獲得した「エノー、ホラント、ゼーラント（の伯）、フリースラントの領主 ...de Haynnau, de Hollande, de Zelande... seigneur de Frize」が足されていること。②役職者「管理官 *gardien*」の条項が削除され、役職者が4名に変更されていること。③総会の日程が毎年11月30日から、3年毎の5月2日からと変更されていることである。Dünnebeil, S. (hg. von), *op. cit.*, S. 95-96, 189-196.
- 28) 団員の「特権 *Privilèges*」(1473年)、セレモニーに関する「儀礼と祝典に関する条項 *Ceremonies et*

- Solemnitéz」(1478-81年頃)、「追加条項 Addition」、団員の「紋章集 Armorial」(1560年頃)など、これらは写本の年代を特定する指標となっている。またテキストに、訂正・修正が行われているものや、書記官によるオリジナルとの照合済みのサインと日付が残されているものもある。Korteweg, A. S., Le manuscrit KB 76 E 14 de La Haye, le contenu et decoration des livres des Statuts aux XV<sup>e</sup> et XVI<sup>e</sup> siècles, dans, *L'ordre de la Toison d'or*, pp. 39-44(以下、Korteweg, Le manuscrit KB 76 E14...と略記); Lemaire, J., Considerations codicologique sur les manuscrits des Statuts de l'ordre de la Toison d'or, dans, *L'ordre de la Toison d'or*, pp. 31-38(以下、Lemaire, Considerations codicologique...と略記)。
- 29) 主にバリ、ブリュッセル、デン・ハーグそしてウィーンやロンドンの図書館・文書館に所蔵されている。その研究は、前掲注28の2論考を含め、以下のものがある。Payne, A., Statutes and Armorial of the Order of the Golden Fleece, British Library. Harley Ms 6199, dans, *L'ordre de la Toison d'or*, pp. 45-46; Thoss, D., Le livre des Statuts de l'ordre de la Toison d'or de Ferdinand d'Aragon, dans, *L'ordre de la Toison d'or*, p. 47; Dogear, M. G., Des anciens livres des statuts manuscrits de l'ordre de la Toison d'or, *Publication du Centre européen d'études burgonde-médianes*, n°5, 1965, pp. 65-70.
- 30) 史料として扱う規約は Dünnebeil, S., (hg. von), *op. cit.*, S. 196-231。比較校訂の際に用いられたのは以下の4つの写本である。① Den Haag, KB, 76 E 14, fol. 37r-53v。(1446年版規約) ② Paris, Bibliothèque Nationale de France, ms. na. fr 12663, fol. 1r-39v。③ Haus-, Hof- und Staatsarchiv, AOTO (l'Archives de l'Ordre de la Toison d'Or) Akten, Karton 4。④ *Chronique*, t.2, pp. 210-254。
- 31) Korteweg, Le manuscrit KB 76 E 14., pp. 39-44.; 他に、近藤「Les Statuts ...」84-124頁、参照。
- 32) Dünnebeil, S. (hg. von), *op. cit.*, S. 189-195, 203-204。
- 33) Korteweg, Le manuscrit KB 76 E 14., pp. 40-42.; これに対し近藤氏は近藤「Les Statuts」84-87頁の中で、この説を批判している。
- 34) Korteweg, A. S., *art. cit.*, pp. 40-41。
- 35) Jefferson, L., Arundel 48 and the earliest statutes of the Order of the Garter, *The English Historical Review*, no. 431, 1994, pp. 356-385(規約刊行部分は pp. 376-385.)。ガーター規約はラテン語と古フランス語によって複数伝来しており、古フランス語で作成された本規約 Arundel48 fos. 185r-191v。は、騎士団員 John Fastolf に作られたものとされる。
- 36) 席順・順位は、特に総会で着座する教会内陣の団員席を指す。金羊毛騎士団の団員席の移動・着座については Korteweg, A., La localisation des sièges des chevaliers dans les stalles des églises de 1431 à 1491, dans, *L'ordre de la Toison d'or*, pp. 209-220。参照。
- 37) 実際に創設時に選出されたのは24名。しかし、モンタギュー領主ジャン・ド・ヌーシャテル Jehan de Neufchâstel, seigneur de Montagu の名は明記されていない。理由は、1430年6月11日、アントンにおける戦闘において戦場から逃亡し、第1回総会で騎士団から除名されたためだとされる。Dünnebeil, S. (hg. von) *op. cit.*, S. 32-33; *Chronique*, pp. 254-257。参照。
- 38) 1172年にカペー家ブルゴーニュ公ユーク3世によって建設された。フィリップ善良公、シャルル突進公が洗礼を受けた教会であり、また守護聖人である聖アンドレの聖遺物を収蔵している場所として公家の中でも権威ある教会とされる。De Gruben, F., *op. cit.*, pp. 57-82。
- 39) Boulton, D'A., *op. cit.*, pp. xx-xxiii, 454-455。
- 40) 発見・刊行されている金羊毛規約の全てに同じ作成年代が記されており、そのため各写本の作成時期の特定を困難にしている。Lemaire, Considerations codicologique..., pp. 31-38。
- 41) ガーター騎士団規約の作成年代については、ジェファーソン氏が本規約を刊行した論文の中で、通説



のエドワード3世期ではなく、ヘンリー5世期の1415年であると特定している。Jefferson, L., art. cit., pp. 356-385.

- 42) 本条項は、1440年の第6回総会において、ヤマアラシ騎士団を所持するオルレアン公シャルルの入団に際し、変更が成された。以下のテキスト「ただし、皇帝、王そして公を除く、彼らはこの騎士団と合わせて、彼ら自身が騎士団長となる騎士団を持つ（所属する）ことができる・・・Excepté empereurs, rois et ducs, qui avec ce present ordre pourront porter l'ordre dont ilz seront chiefs...」が加筆され、以後騎士団を所持する多くの有力領主が騎士団に加わることになる。Dünnebeil, S. (hg. von), *op. cit.*, S. 84-85.
- 43) とは言え、ガーター騎士団も、先に挙げた「書記官」や、「尚書官 Chancellor」（1474年設置）、「紋章官 Garter, King of Arms of the English」（1351-1415年の間に設置）等の役職者の存在が、確認されている。Boulton, D'A. J. D., *op. cit.*, pp. 147-149.
- 44) 金羊毛規約第65条も、第6回総会において変更された条項である。団員シモン・ド・ラランが戦争中に首飾り勲章を紛失し、その支払いが議題にあがり、これに関する条項（第65条）の内容が不明瞭であるとされ、「戦争或は名誉ある行為において en guerre ou fait honorable etc.」から「戦争そして名誉ある行為によって par guerre et fait honorable etc.」へと変更することになった。Dünnebeil, S. (hg. von), *op. cit.*, S. 86-87.
- 45) このガーター規約の「管財人 gardien」と金羊毛規約の「管理官 gardien」は同じタームで表されている。ただし、前掲注43にあるとおり、ガーター騎士団では役職者として設置されず、金羊毛騎士団では規約改訂に際し項目が削除されており活動の詳細も不明である。とは言え、規約内で両者が騎士団の本拠とその教会に関わる職務として規定されていることから、その類似性は否定できない。
- 46) ホイジンガ、前掲書、157頁。

Les statuts premières de l'Ordre de la Toison d'or  
— Une analyse textuelle par comparaison avec les Statuts de  
l'Ordre de la Jarretière —

KUROKI Toshihiro

Dans cet article, nous réexaminons les Statuts de l'Ordre de la Toison d'or, promulgués le 27 novembre 1431, lors du premier chapitre tenu à Lille. L'Ordre de la Toison d'or fut fondé par Philippe le Bon, duc de Bourgogne, en janvier 1430 à Bruges. Les historiens qui ont étudié sur l'Ordre de la Toison d'or estiment que, par la création de l'Ordre de la Toison d'or, Philippe le Bon, chef de cet ordre, visait peut-être à resserrer les liens avec des représentants de l'aristocratie de ses principautés. Par ailleurs, on dit que toutes les manifestations de l'ordre furent volontairement entourées d'un faste propre, non seulement à accroître le prestige de la Toison d'or, mais aussi à exalter la richesse et la puissance du duc de Bourgogne. Cependant, le texte des Statuts de l'Ordre élaboré en 1431, n'a jamais été examiné plus directement et plus concrètement. Donc, je ferai clairement la composition et le vrai but des Statuts de l'Ordre de la Toison d'or, à travers une analyse textuelle par comparaison avec les Statuts de l'Ordre de la Jarretière, fut étroitement lié avec la Toison d'or. Cette analyse nous mène à comprendre la conception de l'Ordre de la Toison d'or dans la première période.